2016 年 11 月 2 日 中川 賢俊

選挙から地方自治を考える

中川 賢俊
竜援塾事務局長・高森町(長野県)町議

選挙市民審議会が設置され、検討が積み重ねられているそうですが、このような検討がされるのも、「選挙結果に民意が反映されない」「普通選挙は実施されても、民主主義が実現していない」というジレンマがあるからではないでしょうか。この原因が何であるかを、高森町を参考に考えてみます。

① 自治とはいえない地方自治の現実

政令指定都市などの大都市を除けば、殆どの市町村の地方議員選挙で、大選挙区制度が採られています。高森町は、長野県南部の田舎町。人口は 1 万 3 千人、議員定数は 15 人。議員や町長を選ぶ選挙は、町全体が一つの選挙区です。

議員定数は、昭和 44 年に 26 人、48 年に 22 人、60 年に 20 人、平成 9 年に 18 人、17 年に 15 人に減らされました。それとともに立候補者も減っています。定員と同数で無投票選挙となったり、定数割れという場合もあります。定数が減ったのに、立候補者が減るのは何故でしょうか。普通に考えれば逆のはずです。

明治以前には 21 の村だったのが合併を繰り返して、69 年前に高森町になりました。現在でも、それぞれの旧村が任意団体としての「区」を形成しています。21 世紀になるまで、町議は、区が議会に送り込む「各区の代表者」でした。町議の役目は、区という地域共同体の意思を、町政に反映させることでした。

議員定数が減ったことで、大きな区は議員をだせますが、小さな区は単独で議員を出すことができなくなりました。区の間に格差が生じてきたわけです。これを埋めるために、「区長会」の力が次第に大きくなり、区が直接、行政と交渉するようになりました。現在では、行政は各区の意見を吸い上げ、各区と協働で「地区計画」を作ります。行政は、これに基づき、住民への事業を執行するようになりました。一方議会は、この地区計画を追認するための機関となり、町政に占める議会の役割が非常に軽くなってきています。役割が軽くなれば、議員としての資質に難があっても議員が務まります。こうして議会そのものが形骸化し、いまや二元代表性や地方自治そのものが機能しなくなろうとしています。

②地方議員選挙と未完の民主主義

地方議会に立候補する人間は、自分が住む区の推薦を獲得します。つぎに縁故のある他の区や、単独で候補者を擁立できない区の推薦を得ます。区の推薦で当選した議員は、

推薦区の有力者の要望を実現するために働きます。こういった議員達の集合体となった議会は、区の補完機関になりかねません。

区という組織が民主的な組織であれば、違った現実が生じたかもしれません。しかし区は、いまでも地縁血縁で繋がる組織であり、個人の意識よりも従来の慣習や前例を尊重する組織です。最終的には、顔役の意見と多数決で物事を決定します。当然、少数派の少数意見は切り捨てられます。このような組織から選出された議員で構成される議会は、必然的に「住民意思＝多数派の意思＝区の意思」に陥ってしまいます。

70 年が過ぎても憲法が保障している「地方自治の本旨」を実現できない理由は、ここにあります。これが、この社会に民主主義が実現しない原因です。本来、中央政府は国民個人を尊重し、地方政府は住民個人を尊重して、政治を行わなければなりません。個人を尊重することで、少数者の意思（弱者の意思）を取り入れた政治が実現します。

しかし現実には、政治が向き合っているのは、個人ではなく相変わらず組織（多数者）です。ここにメスを入れる選挙制度改革ができれば、問題を解決できそうです。

③ 選挙制度改革だけでは、政治は変わない

大選挙区制限連記制、拘束名簿式比例代表制、フランス型二回投票制、優先順位付き連記投票制・・・いずれも魅力的な選挙制度です。しかし首長や議員に対する有権者の意識が変わらなければ、どんな新制度も絵に描いた餅です。憲法が想定した地方自治或いはそれ超える地方自治の確固たるイメージを私たち有権者が持たなければ、選挙制度だけを改革しても、政治は変わりません。

先ずは、教育と学びと体験のための機会と場を私たちが実現することです。選挙も、機会のひとつです。人が育っていけば、現行法下での選挙を民主的な選挙に改善できます。公職選挙法には、明らかに時代遅れの制限が数多くあります。供託金制度や戸別訪問禁止制度の廃止、被選挙権年齢の引き下げなどは、その気になればすぐにでも可能です。

現行法下で可能な変革を積み上げていく過程の中で有権者が成長し、社会の民主化が限界まで進めば、ここで初めてベストな選挙制度が姿を現してくるのだと思います。これを待たずに制度改革のみを先行させてしまうことは、寧ろ私たちが願うのとは逆の結果をもたらしてしまう危険性も考えられます。